

お知らせ

子どものための相談窓口
悩みごとや困りごと、相談ください

子どもカウンセラーなどが、いじめや不登校、体罰などの学校に関する悩み、子育てやしつけなどの家庭教育に関する悩みについて、電話相談を受けています。

窓口	電話番号	相談時間
子どもカウンセラー(まっく・ぎ・まっく)	①☎56-7821 ②☎56-8141	①月曜～金曜 午前10時～午後4時 ②上記時間以外
幕別町青少年相談電話(教育委員会)	☎54-2006	月曜～金曜 午前8時45分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く
子ども相談支援センター(北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日 24時間
少年相談110番(北海道警察本部) ※時間外と土日祝日は留守番電話になっています。	①0120-677-110 ②011-251-0110	①月曜～金曜 午前8時45分～午後5時30分 ②「少年サポートセンター」と指定してください
子ども相談電話(十勝子ども家庭支援センター)	☎22-3322	毎日 24時間
教育相談電話(十勝教育局)	☎23-4950	月曜～金曜 午前8時45分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く

不登校親子まなびサロン
Nanmo(なんも)

学校に行けない、行かないお子さんとその保護者を対象としたサロン「Nanmo」を毎月第3水曜日に開催しています。どこともつながれない不登校のお子さんとその保護者のための交流サロンです。不登校について一緒に学び、考えてみませんか。

- 日 1月18日(水) 午後6時～7時30分 **無料**
- 所 札内コミュニティプラザ 会議室2
- ※会場は変更になることがあります。
- 対 小学生から高校生までの不登校の方とその保護者
- 期 1月17日(火) 午後4時
- ※予約が必要です。在籍校を通じて申し込みください(直接福祉課へ電話、メールも可)。
- 他 お子さんだけの参加はできません。不明な点は問い合わせください。
- 問 福祉課社会福祉係(☎54-6612)
- ✉ kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp
- ※ひろばHIDAMARINOの二次元コードを使用できます。



ひろばHIDAMARINO
(ひだまりーの)

ひきこもり支援アドバイザーより

新しい年になりました。何にも変わらないという方、いますよね。でもいいんです。変わりすぎると疲れてしまいますから。元気が一番です。

家族以外の人と同じ時を過ごしてみませんか。先月もコーヒーを入れながら、おしゃべり会。話ができなくても話を聞いているだけでも気分転換に。

町では、ひきこもり状態にある方やその家族を対象に居場所「ひろばHIDAMARINO」を月1回開いています。家から一歩出て、散歩がてら、立ち寄ってみませんか。別に何か話せなくても大丈夫。ゆるりと、穏やかに静かな時間を過ごしましょう。

事前の予約は必要ありません。ひきこもり支援アドバイザーがいますので安心してご参加ください。不安があるときは、あらかじめ連絡してください。お待ちしております。

- ◆日時 1月12日(木) 午前11時30分～午後2時(入退は自由です)
- ◆場所 札内コミュニティプラザ 和室1

無料 問 福祉課社会福祉係(☎54-6612) ✉ kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp



メール相談

ひきこもり相談

ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。家族だけで抱え込まずにまずは相談してください。

- ▶ 札内会場
- 日 1月12日(水)
- ①午前9時30分～10時20分 ②午前10時30分～11時20分
- 所 札内コミュニティプラザ 会議室1
- ▶ 幕別会場
- 日 1月17日(火)
- ①午前9時30分～10時20分 ②午前10時30分～11時20分
- 所 役場 相談室1-A
- 他 来所相談、電話相談、メール相談は随時受け付けています。希望があれば訪問相談にも応じます。気軽に相談してください。
- 問 福祉課社会福祉係(☎54-6612)
- ✉ kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp
- ※ひろばHIDAMARINOの二次元コードを使用できます。

とち生活あんしんセンター相談会(要予約)

【生活・仕事相談会】

生活や仕事などでお困りの方を対象に相談会を行います。

▶ 札内会場(札内コミュニティプラザ 会議室1)

日 1月12日(水) ①午前9時30分～10時20分 ②午前10時30分～11時20分

▶ 幕別会場(役場 相談室1-A)

日 1月17日(火) ①午前9時30分～10時20分 ②午前10時30分～11時20分

【就職相談会】

なかなか内定がもらえない、転職を考えているなど、仕事に関する相談会を行います。

日 1月27日(金) ①午前10時～11時 ②午前11時10分～午後0時10分

所 札内コミュニティプラザ 会議室1

内 A:応募書類作成・面接コース B:就職・転職相談コース

※希望するコースを選んでください。

¥無料 期 前日までに電話・メール・FAXで予約してください。

問・申 自立相談支援事業所とち生活あんしんセンター

(☎66-7112 FAX☎66-7113 ✉anshin@tokachi18.hokkaido.jp)

メールで予約



傷病手当金の適用期間を延長しました

幕別町国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の方が、新型コロナウイルスに感染した場合または感染が疑われる場合に、療養のため仕事を休んだ期間について、傷病手当金を支給します。

適用期間は令和4年12月31日まででしたが、令和5年3月31日まで延長しました。

▶ 対象者 ①～③の全てに該当する方

- ① 幕別町国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者
- ② 給与の支払いを受けている方
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、労務に服することができない方(できなかった方)

▶ 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

▶ 適用期間

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月間)

▶ 支給額 $\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$

※給与の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額されます。

▶ 支給方法

支給が受けられると思われる方は、申請手続き前に問い合わせください。

問 住民課国保医療係(☎54-6602)

令和4年分公的年金等の源泉徴収票を発送します

令和4年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取ったみなさんに、令和4年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「源泉徴収票」を日本年金機構より1月中旬から順次発送します。

1月中に手元に届かない場合は、日本年金機構まで問い合わせください。※障害年金や遺族年金は課税対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

問 ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)、帯広年金事務所(☎65-5001 ※音声案内1→2) ※問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

お知らせ

1月の人権相談・行政相談

▶ 人権相談

【札内会場】人権擁護委員:

森 廣幸さん、佐々木 美紀さん

日 1月18日(水) 午後1時～3時

所 札内コミュニティプラザ 会議室1

【忠類会場】人権擁護委員:

赤石 裕元さん、遠藤 恵子さん

日 1月18日(水) 午前10時～正午

所 ふれあいセンター 福寿

問 住民課住民活動支援係

(☎54-6602)

▶ 行政相談

【札内会場】

行政相談委員:松本 茂敏さん

日 1月18日(水) 午後1時～3時

所 札内コミュニティプラザ 会議室1

問 新町・松本 茂敏さん

(☎54-5267)

事業者の方へ
償却資産申告書の提出
をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる場合に、その事業のために使用している構築物、機械、装置、器具および備品のことをいい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

令和5年1月1日現在で、町内に償却資産を所有している事業者は、令和4年中に償却資産の増減がない場合や申告する償却資産がない場合も、地方税法により申告が必要です。申告期限の1月31日(火)までに償却資産申告書を提出してください。

なお、令和4年度分の申告実績がある事業者には申告書を事前に郵送しますが、償却資産を所有して申告書が届かない場合や新たに事業を開始した場合は、税務課資産税係まで連絡ください。

また、eLTAX(エルタックス)による電子申告もできます。申告方法はeLTAXのホームページを確認ください。

提 税務課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所

問 税務課資産税係(☎54-6604)